新潟県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

> 泉田 裕彦 新潟県知事

新潟県規則第64号

新潟県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年新潟県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

後

(居住地等変更届出書)

- 第4条 政令第9条第2項及び第4項の規定による 居住地等の変更の届出は、次に掲げる事項を記載 した届出書を提出して行わなければならない。
 - (1) 届出者の氏名、居住地、性別、生年月日及び 個人番号(行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番 号をいう。以下同じ。)(届出者が法第15条第1 項に規定する保護者(以下「保護者」という。) である場合にあっては、届出に係る身体障害者 の氏名、居住地、性別、生年月日及び個人番号 並びに届出者の氏名及び続柄)
 - $(2) \cdot (3)$ (略)

(身体障害者手帳の再交付申請等)

- 第5条 政令第10条第1項に規定する申請は、次に 掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなけ ればならない。
 - (1) 申請者の氏名、居住地、性別、生年月日及び 個人番号(申請者が保護者である場合にあって は、申請に係る身体障害者の氏名、居住地、性 別、生年月日及び個人番号並びに申請者の氏名 及び続柄)
 - (2) (略)
- 2 省令第7条第2項若しくは第8条第2項又は法 第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還 は、次に掲げる事項を記載した届書に身体障害者 手帳を添えて行わなければならない。
 - $(1) \cdot (2)$ (略)
 - (3) 返還する身体障害者手帳に係る身体障害者の 氏名、生年月日及び個人番号

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

改 (居住地等変更届出書)

第4条 政令第9条第2項及び第4項の規定による 居住地等の変更の届出は、次に掲げる事項を記載 した届出書を提出して行わなければならない。

正

前

(1) 届出者の氏名、居住地、性別及び生年月日(届 出者が法第15条第1項に規定する保護者(以下 「保護者」という。)である場合にあっては、届 出に係る身体障害者の氏名、居住地、性別及び 生年月日並びに届出者の氏名及び続柄)

 $(2) \cdot (3)$ (略)

(身体障害者手帳の再交付申請等)

- 第5条 政令第10条第1項に規定する申請は、次に 掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなけ ればならない。
 - (1) 申請者の氏名、居住地、性別及び生年月日(申 請者が保護者である場合にあっては、申請に係 る身体障害者の氏名、居住地、性別及び生年月 日並びに申請者の氏名及び続柄)

(2) (略)

- 2 省令第7条第2項若しくは第8条第2項又は法 第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還 は、次に掲げる事項を記載した届書に身体障害者 手帳を添えて行わなければならない。
 - $(1) \cdot (2)$ (略)
 - (3) 返還する身体障害者手帳に係る身体障害者の 氏名及び生年月日